沖縄島北部の緩衝地帯における森林管理について

(やんばる型森林業の推進(施策方針)より一部抜粋)

1. やんばる型森林業の推進(施策方針)策定の背景について

沖縄島北部の森林は、琉球王国から続く杣山制度などの歴史的な背景もあり、国有林・公有林(県営林・村有林)の占める割合が76%と高くなっており、県や3村(国頭村、大宜味村、東村)(以下、「やんばる3村」という。)と、森林施業を行う森林組合により一体的に森林整備が行われてきた。

戦後復興期に大規模な伐採が行われたが、近年の収穫伐採面積は約1/70にまで減少し、 樹林の成長と、収穫跡地には造林を行うという循環型林業が進められてきたことも相まっ て、森林の蓄積量は1972年の本土復帰時の約3倍に増加している。さらに、森林が高齢林 化しており、平成20年時点で41年生以上の森林が84%と、森林の資源量が高まってきて いる。現在の沖縄島北部の森林は、戦後復興期の荒廃から回復し、長い歴史の中でも良好な 状態にあり、小面積の皆伐と造林・保育施業が継続的に行われている。

このような中、近年、やんばるの森林を巡る社会的要請は多様化しており、やんばる3村の森林に対しては、森林の持つ多面的機能の高度発揮や維持・増進のための適切な管理、地域産業としての林業の活性化、就労・雇用の確保としての新たな森林利用が求められているとともに、生物多様性に富んだ優れた自然環境の保全を求める声も高まっている。

また、沖縄県では、沖縄振興特別措置法に基づき、沖縄の持続的発展に向けて「21世紀ビジョン」及び「新・沖縄 21世紀ビジョン基本計画」が策定されており、同ビジョンの中では、森林の持つ多面的機能を維持・増進すること、持続可能な林業生産活動を推進することなどが位置付けられている。

こうした基本施策を踏まえて保全と利用の両立を図るため、沖縄県では平成 25 年 3 月に「やんばる型森林業の推進 施策方針」を策定し、持続可能な循環型「林業・林産業」と環境調和型「自然体験活動」を組み合わせた「やんばる型森林業」を推進していくこととしている。やんばる型森林業の推進にあたっては、科学的な情報を基に学識経験者の意見を参考にし、国・県・地域行政、林業事業体、関係団体等と調整を行うとともに、様々な県民意見を踏まえて施策を展開していく。

また、同方針においては、森林の保護・利用に関するゾーニングが行われており、令和元年 9月にはやんばる国立公園の地種区分と整合を図る形で改訂が行われている。

2. やんばる3村における森林の取扱方針

(1) 森林の利用区分(ゾーニング)

森林の多面的機能を十分に発揮させ、計画的な森林利用・適切な森林管理を進めるため、森

林の持つ機能の中で重視すべき機能に応じて、保全及び利用区域の設定を行う。

やんばる3村の森林においては、多様な森林生態系の維持や沖縄本島地域の水がめであるダムや河川を安定的に支える働きの維持・増進、持続可能な循環型林業等の推進などを目的に、森林の有する多面的機能の中でも、特に「生物多様性保全機能」、「水源涵養機能」、「木材等生産機能」、「保健文化機能」に応じ、「自然環境保全区域」、「水土保全区域」、「林業生産区域」、「森林利用区域」の4つの区域を設定し、利用区分を行う。緩衝地帯内についてはその大部分が「林業生産区域」のうち「自然環境重視型」となっている。

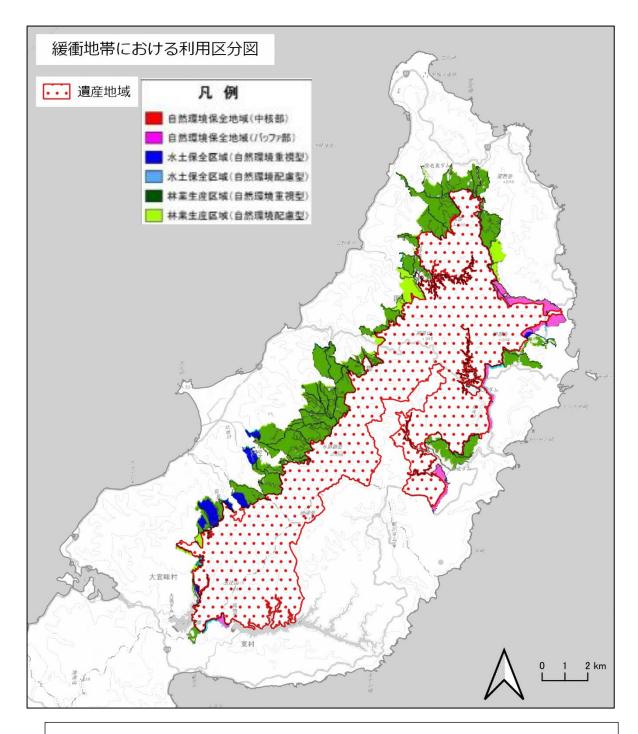
●やんばる3村の利用区分の考え方



なお、林業生産区域及び水土保全区域の一部の地区(脊梁山地、西銘岳周辺部)においては、生物多様性の保全及び環境保全区域の連続性の確保の観点や森林機能の維持及び森林の保全の観点から、当分の間、自然環境の保全と利用との調整を要する「要調整地区」とし、引き続き、関係者間で検討を行うこととする。

また、国有林は、国(林野庁)が策定する沖縄北部地域管理経営計画等に基づいて管理経営が行われるとともに、平成 28 年に返還された北部訓練場の一部については、平成 29 年 12 月に森林生態系保護地域に設定されている。

県営林は、約9割が無償貸付国有林であることから、保全と利用の区分設定には、国とさら なる調整を要する。



※世界自然遺産登録地、緩衝地帯と「やんばる型森林業の推進(施策方針)」におけるゾーニングの重ね合わせの図

(2) 森林施業・森林整備の方針

森林施業、森林整備の改善は、さらなる環境保全対策の向上及び環境負荷の低減のため、これまでの環境保全の取り組みを継続したうえで、利用区分に応じて森林施業、森林整備の改善を図る。

●利用区分ごとの森林施業の基本方針・施業方針

	利用区分	利用区分の考え方
I	自然環境保全区域	〈定義〉原生的自然林の保全を重視するエリア
		〈基本方針〉 森林施業を行わず、原生的自然林の維持・継承を図る
	① 中核部	〈施業方針〉 ・収穫施業・造林施業・路網整備は行わない
		〈基本方針〉 原生的自然林を維持しながら、最小限の森林施業を行う
	② バッファ部	〈施業方針〉 ・長伐期施業を実施し、単木択伐及び天然力を活かした複層林整備を行う
п	水土保全区域	〈定義〉水源涵養や山地災害防止等の水土保全機能の高度発揮を重視するエリア
		〈基本方針〉 水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする
	③ 自然環境重視型	〈施業方針〉 ・長伐期施業を基本として、択伐による複層林整備、または単層林整備を行う ・水土保全機能に影響を及ぼさない場合には1ha未満の小面積皆伐を行う
	④ 自然環境配慮型	〈基本方針〉 水土保全機能の維持向上を図る森林施業を基本とする 〈施業方針〉 ・長伐期施業を基本とし、択伐による複層林整備、または単層林整備に努める ・水土保全機能に影響を及ぼさない場合には1ha未満の小面積皆伐に努める
ш	林業生産区域	〈定義〉持続的な林業生産を目指す木材等生産を重視するエリア
	⑤ 自然環境重視型	〈基本方針〉 自然環境の保全を重視した森林施業を行い、多様な森林環境を 保全・創出する
		〈施業方針〉 主に長伐期、標準伐期施業を行う(より伐期を長くし、環境への影響を軽減) 皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha 未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う 択伐の場合は、複層林整備を原則として行う
	⑥ 自然環境配慮型	〈基本方針〉 自然環境へ配慮した森林施業を行い、多様な森林環境を保全・ 創出する 〈施業方針〉 ・主に標準伐期、短伐期施業を行う ・皆伐を行う場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha 未満で可能な限り小面積化し、単層林・複層林整備を行う ・択伐の場合は、複層林整備の推進が望ましい ・造成未利用地の活用を進める

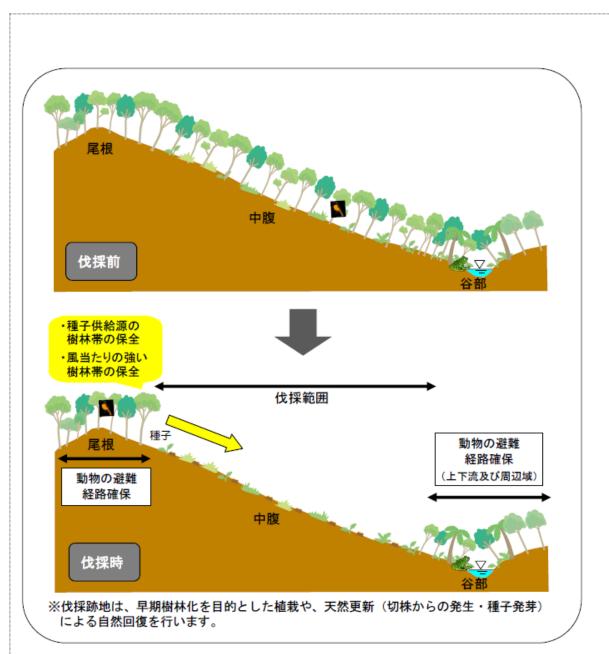
緩衝地帯はその大部分が「林業生産区域」のうち「自然環境重視型」となっており、一部が 「自然環境配慮型」となっている。それぞれの区域の森林施業の基本方針・施業方針は以下 のとおりである。 <林業生産区域(自然環境重視型)における森林施業・森林整備の方針>

本区域は、林業生産を主体とする区域ですが、自然環境保全区域、水土保全区域に接する地域であり、自然環境の保全を重視した区域です。

- 【収穫施業】・主に長伐期施業及び標準伐期施業を行います。また、一部地域においては、環境特性を検討した上で、短伐期施業を行います。
 - ・皆伐または択伐を行います。皆伐の場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha未満で可能な限り小面積化を図ります。択伐についても可能な限り行います。 (※注1)
- 【造林施業】・人工造林による更新を行い、状況に応じて萌芽、天然下種による更新を行います。
 - ・単層林施業または複層林施業を行います。
 - ・広葉樹または針葉樹(リュウキュウマツ等)の植栽を行います。
- 【路網整備】・既設路網を活用しつつ、環境に配慮した必要最小限の路網(作業道等)を整備します。
- 【環境保全】・尾根部の樹林帯の保全によって、伐採中の動物の避難経路確保、伐採中及び伐採後の生息地の確保、天然更新(種子発芽)による自然回復及び伐採範囲内の気象環境の変化の低減に努めます。
 - ・谷部の下層植生(利用しない小径木やシダ類)の保全によって、伐採中の動物の 避難経路確保(上下流及び周辺域)、伐採中及び伐採跡の生息地の確保に努めま す。
 - ・ノグチゲラ等野生生物の繁殖期(3~6月)の伐採回避に取組みます。
 - ・天然生林の伐採を抑制するため、一部造成未利用地を活用します。
 - ・伐採跡地の早期樹林化を目的とした植栽を実施します。
 - ・環境負荷を軽減し、自然環境保全区域のバッファーゾーンとしての役割と、野生 生物の生息・生育の場としての長期利用を目的として、長伐期施業を進めます。

国立公園指定前であったため 5ha 未満とされたが、本区域全域が国立公園の第2種特別地域

となったため、1 伐区当たりの面積は原則 2ha に制限される。



尾根部の樹林帯及び谷部の下層植生(利用しない小径木やシダ類)を保全した伐採地イメージ

<林業牛産区域(自然環境配慮型)における森林施業・森林整備の方針>

本区域は、林業生産を主体とする区域で、伐採箇所の分散化、伐採地間のバッファ部(保護帯) の設置、尾根部の樹木帯及び谷部の下層植生の保全等、自然環境へ配慮する区域です。

- 【収穫施業】・主に標準伐期施業及び短伐期施業を行います。また、一部地域においては、環境特性を検討した上で、長伐期施業を行います。
 - ・皆伐または択伐を行います。皆伐の場合は、関係法令等に基づく施業規制を踏まえるとともに、5ha未満で可能な限り小面積化を図ります。択伐についても可能な限り行います。 (※注 2)
- 【造林施業】・人工造林による更新を行い、状況に応じて萌芽、天然下種による更新を行います。
 - ・単層林施業または複層林施業を行います。
 - ・広葉樹または針葉樹(リュウキュウマツ等)の植栽を行います。
 - ・造成未利用地を活用した施業を行います。
- 【路網整備】・既設路網を活用しつつ、環境に配慮した必要最小限の路網(作業道等)を整備します。
- 【環境保全】・尾根部の樹林帯の保全によって、伐採中の動物の避難経路確保、伐採中及び伐採後の生息地の確保、天然更新(種子発芽)による自然回復及び伐採範囲内の気象環境の変化の低減に努めます。
 - ・谷部の下層植生(利用しない小径木やシダ類)の保全によって、伐採中の動物の 避難経路確保(上下流及び周辺域)、伐採中及び伐採跡の生息地の確保に努めま す。
 - ・ノグチゲラ等野生生物の繁殖期(3~6月)の伐採回避に取組みます。
 - ・天然生林の伐採を抑制するため、造成未利用地の活用を進めます。
 - ・伐採跡地の早期樹林化を目的とした植栽を実施します。

※注2 緩衝地帯における林業生産区域(自然環境配慮型)のうち,国立公園の第2種特別

地域では1伐区当たりの面積は原則 2ha に制限され,第3種特別地域では1伐区当たりの面

積は5ha未満で可能な限り小面積化を図ります。